

公益財団法人山階鳥類研究所

賛助会員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人山階鳥類研究所（以下「この法人」という。）の賛助会員に関し、入会及び退会並びに会費の納入について必要な事項を定めるものである。

(賛助会員)

第2条 この法人の目的、事業に賛同し、第4条に定める会費を納入する個人及び団体並びに法人は、賛助会員となることができる。

(入会手続)

第3条 賛助会員になろうとするものは、所定の入会申込書を提出しなければならない。

(会費及び有効期間)

第4条 賛助会員は入会時に年会費を納入し、以降毎年年会費を納入しなければならない。

2 年会費は次のとおりとする。

(1) 個人賛助会員

(a) 1口1万円 1口以上 又は (b) 1口1万5千円 1口以上

(2) 団体賛助会員 1口 1万円 1口以上

(3) 法人賛助会員

(a) 1口5万円 1口以上 又は (b) 1口10万円 1口以上

3 有効期間は年会費納入日より1年間とする。

(賛助会員の特典)

第5条 賛助会員は、前条第3項の有効期間において、次の特典を享受することができる。

(1) この法人が隔月刊行する山階鳥研NEWSを無償で受領すること。

(2) この法人が年2回刊行する学術誌「山階鳥類学雑誌」を無償で受領すること。

(3) この法人が所蔵する図書及び標本を研究目的で閲覧すること。

(4) 別に定めがない限り、この法人が主催する研究会、講演会、講習会、シンポジウムに無償で参加すること。

(5) その他、この法人から鳥類研究に関する便宜を受けること。

2 前項第1号及び第2号でいう無償受領分はつぎのとおりとする。

(1) 個人賛助会員 (a) 1口1万円の場合

1口につき 山階鳥研NEWS 1部 又は 山階鳥類学雑誌 1部

個人賛助会員 (b) 1口1万5千円の場合

1口につき 山階鳥研NEWS 1部 及び 山階鳥類学雑誌 1部

(2) 団体賛助会員 1口1万円の場合

1口につき 山階鳥研NEWS 1部

(3) 法人賛助会員 (a) 1口5万円の場合

1口につき 山階鳥研NEWS 1部 及び口数にかかわらず山階鳥類学雑誌 1部

法人賛助会員 (b) 1口10万円の場合

1口につき 山階鳥研NEWS 2部 及び口数にかかわらず山階鳥類学雑誌 1部

3 前項の無償受領分を超えて受領を希望する場合は次のとおり有償とする。

山階鳥研NEWS 1部につき100円(送料別)

山階鳥類学雑誌 都度この法人が定める価額(ページ数により異なる。送料込)

(賛助会費の用途)

第6条 第4条の年会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(除名)

第7条 賛助会員が下記各号のいずれかに該当するときは、理事長の承認により除名することができる。

(1) 違法行為又は著しく道義に悖る行為をするなど、賛助会員として相応しくないと認められたとき

(2) 正当な理由がなく年会費を6カ月以上滞納したとき

(退会)

第8条 賛助会員はいつでも退会の意思をこの法人に通知することにより、退会することができる。

2 前項の場合、既納の年会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の承認を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益財団法人山階鳥類研究所の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。

一部改定(平成26年3月12日理事会承認、平成26年6月12日評議員会承認)